



東京2020参画プログラムについて

2016年08月

※プログラム名称及びマーク名称は仮称

1. 東京2020参画プログラムとは

～オリンピック・パラリンピックは参加することに意義がある～ ※

東京2020大会ビジョン

ビジョンの提示

アクション&
レガシープラン2016

アクションやレガシーの方向性等を提示

東京2020
参画プログラム

スポーツには世界と未来を変える力がある。

- ・すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）
- ・一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）
- ・そして、未来につなげよう（未来への継承）

東京2020大会に参画しよう。そして、未来につなげよう。

- ・一人でも多くの方が参画【アクション】し、大会をきっかけにしたアクションの成果を未来に継承する【レガシー】ためのプラン

様々な組織・団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら大会に向けた参画・機運醸成・レガシー創出に向けたアクションが実施できる仕組み（組織・団体のアクションへの認証・マーク付与） ※

※大会エンブレムは、使用が認められる団体に対して付与されるもの

2. プログラムの枠組み

<2つのプログラム>

東京2020参画プログラム



東京2020 公認プログラム

- 各省庁、開催都市、スポンサー、JOC、JPC、会場関連自治体、大会放送権者、が実施
- 公認事業としての位置づけ

東京2020 応援プログラム

- 非営利団体等が実施
- アクションの裾野を広げ、多くの人々が参画できることを目指す



<分野>



【参考】マークのイメージについて

- 東京2020公認マーク（仮称）は、OCOG（組織委員会）マークに該当するもの
- 東京2020応援マーク（仮称）は、NC（非営利）マークに該当するもの
- ロンドン大会・リオ大会におけるOCOGマーク・NCマークは以下の通り

公認マーク相当

応援マーク相当

	(参考) 大会エンブレム等	OCOGマーク	NCマーク
ロンドン			
リオ			

3. 実施可能な事項と留意事項

■ 認証を受けることで実施可能な事項 (※1)

- 東京2020公認マークまたは東京2020応援マーク及び各プログラム名の使用
- 「オリンピック・パラリンピック」等の文言使用（文言はIOC・IPCの知的財産としての保護対象）
 - 「東京2020公認プログラム」：オリンピック・パラリンピック大会そのもの、組織委員会の主催と誤認されない表現に限り、アクションのタイトルや説明文等への文言使用
例) ×：オリンピック・ウォーキング（直接的な形容詞として使用）
○：オリンピックの盛り上げに向けたウォーキング（句として修飾）
 - 「東京2020応援プログラム」：タイトル以外（説明文等）への文言使用 等

■ 留意事項（マーケティング上の観点）

- マークを付与されるアクションは、スポンサーを除き商用・宣伝目的の製品利用は認められない
- 非スポンサー製品等の企業名や製品名に関する配慮が必要
- 新規調達の際に適用法令の範囲内でスポンサーからの調達を推奨 等

※1：使用（掲出）方法については組織委員会の確認が必要

4. プログラム参画のメリット

■ 東京2020大会とつながる（オリンピック・パラリンピック大会の機運醸成）

- オリンピック・パラリンピックとの関連性・つながりを生み出すことができる
⇒アクション主催者・参加者等に東京2020大会に向けた参加感を創出

■ 地域でつながる（地域住民や関係団体等との連携）

- 主催者と参加者、参加者同士のつながり等、新たな関係性を構築することができる
⇒地域が連携して機運を盛り上げていく機会を創出

■ 全国とつながる（活動の知名度向上と連携の拡大）

- 組織委員会から全国への情報発信を通じ、地域や団体の情報を広くPRすることができる
⇒活動の知名度向上と他団体等との幅広い連携に向けた機会を拡大

■ 未来につながる（次世代とのつながりやレガシーの創出）

- 幅広い交流を通じ、未来に残すべき伝統、知恵等を次の世代に継承する機会を生み出すことができる
⇒幅広い参画・交流や継続的な実施等を通じて、未来（レガシー）につながる機会を創出

5. 2016年8月からの申請対象団体 ※10月以降のアクションが対象

【2016年10月開始】

東京2020公認プログラム 〈東京2020公認マーク付与〉

- 政府（各省庁）
- 開催都市（東京都・区市町村）
- スポンサー
- JOC、JPC
- 会場関連自治体（道県・市町）
- 大会放送権者

【2017年度開始。2016年10月から一部先行開始】

東京2020応援プログラム 〈東京2020応援マーク付与〉（※1）

- スポーツ関連
 - ・ 日本障がい者スポーツ協会
 - ・ 日本スポーツ振興センター
 - ・ 日本体育協会
- 文化関連
 - ・ 日本芸術文化振興会
 - ・ 国際交流基金
 - ・ 東京都歴史文化財団
 - ・ 日本芸能実演家団体協議会
- 経済関連
 - ・ 経済界協議会（構成団体※含む）
- 地域関連
 - ・ 会場関連自治体以外の府県、政令市

※1：2016年8月からの申請対象は、原則として組織委員会が直接申請を受け付ける団体とし、今後、会場関連自治体以外の市町村や非営利団体などに、順次拡大する予定

6. 対象となるアクション（審査基準・要件）

- 以下の審査基準基準を満たすアクションを総合的に審査し、認証する
- 詳細はガイドラインを参照

実施の基礎要件

- 公益性、参加可能性、非悪質、非宗教・非政治、安全性、非営利性、適切性を満たすこと
- オリンピック・パラリンピック憲章又はオリンピック・パラリンピックの趣旨に照らして適切と認められること
- 東京2020大会スポンサーのマーケティングルールを順守すること

大会ビジョンとの合致

- ①全員が自己ベスト ②多様性と調和 ③未来への継承、の趣旨と合致していること

目指すべきレガシーコンセプト等との合致

- 各分野のいずれかのレガシーコンセプトに合致していること
- 例えば、文化オリンピアードのコンセプトは以下の通り

コンセプト①：日本文化の再認識と継承・発展

コンセプト②：次世代育成と新たな文化芸術の創造

コンセプト③：日本文化の世界への発信と国際交流

コンセプト④：全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化

7. 申請方法

<申請の流れ>

- 申請の流れは、①組織委員会に直接申請 ②窓口団体を経由した申請 の2パターン（団体によって異なる）
- 問い合わせ等に向けて組織委員会でコールセンターや申請申込用アドレスを設置

東京2020公認プログラム <東京2020公認マーク付与>

①組織委員会に直接申請

各省庁・東京都・
スポンサー・
JOC、JPC・
会場関連自治体・
大会放送権者

申請

組織委員会

マーク付与

②窓口団体を経由して申請

都内区市町村

申請

東京都
【経由】

組織委員会

マーク付与

東京2020応援プログラム <東京2020応援マーク付与>

①組織委員会に直接申請

会場関連自治体
以外の府県・政令市、
組織委員会に
直接申請する
非営利団体等

申請

組織委員会

マーク付与

②窓口団体を経由して申請（2016年8月申請段階では該当なし）

都内区市町村を
経由して申請する
非営利団体等

申請

都内区市町村

東京都

組織委員会

マーク付与

※会場関連自治体以外の全国の市町村やその他の非営利団体等については、今後調整

7. 申請方法

<提出書類>

- 提出資料は全て電子媒体(Microsoft Word及びExcel形式等)で、メールで提出
- マーク等付与が必要なタイミングから1ヶ月前までに提出

申請書一式 (必須)

- 申請書
- 誓約書兼同意書
- マーク等の使用に関する確認書

添付資料 (必須)

- 事業企画書・計画書
- 事業収支計画書 (収入と支出がわかるもの)
- 事業体制 (取組に関わる組織・団体の記載があるもの)
- マークを使用した製作物イメージ (マーク記載方法がわかるもの)

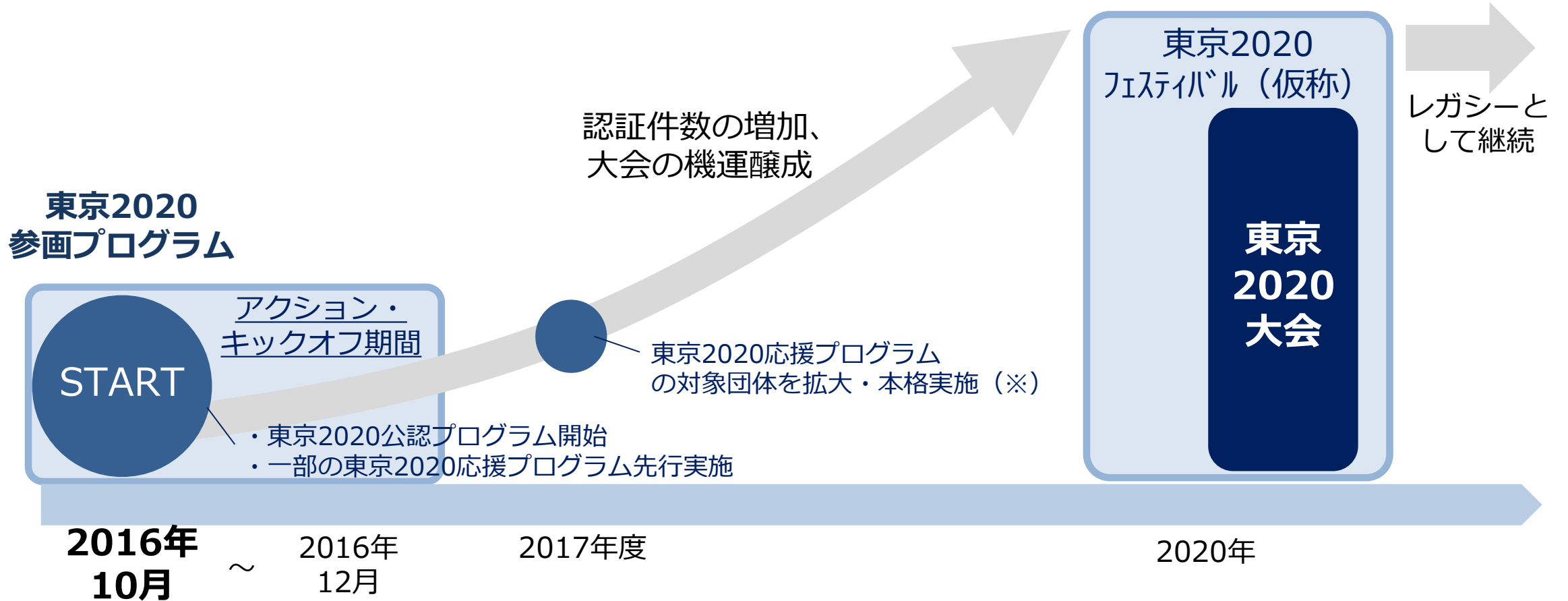
<イベントの場合>

- 運営詳細がわかるもの (運営マニュアル、進行台本等)
- (有料の場合) チケット情報 (料金等がわかるもの)
- (展示がある場合) 出展計画書 (出展者が全てわかるもの)
- マークの展示の仕方・掲示方法がわかるもの

※今後、対象を拡大する際に、非営利団体について、地元自治体等が後援対象とできるか、あるいはそれに代わる仕組みにより、団体確認をすることなどを要件とすることを検討

8. 今後のスケジュール

この秋から、2020年に向けて、東京2020参画プログラムが始まります！



※東京2020参画プログラムについてはIOC と継続的な調整が必要なこと、また、立ち上げ時には案件毎の審査を丁寧に行う必要があること等を鑑みると、2016年10月のスタート時は、まずは対応可能な範囲でスタートさせ、その後、段階的に対象を拡大していく予定
(例) 都内の区市町村を經由して申請する非営利団体は、2017年度から申請対象とする予定